川島町公告第８８号

旧中山公民館解体工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、川島町電子入札に係る建設工事事後審査型制限付一般競争入札試行要綱（平成２６年告示第６６号。以下「要綱」という。）の規定によるものとする。

令和８年９月３０日

川島町長　藤間　　隆

第１　公告事項（個別）

１　入札対象工事

（１）工事名

旧中山公民館解体工事

（２）工事場所

旧中山公民館

（３）工事期間

契約締結の日から令和９年３月２３日（火）まで

（４）工事概要

ア　規模及び概要

施設名	用途	構造	階数	面積（㎡）
旧中山公民館	公民館	ＲＣ	２	３６５．９８

イ　工事内容

建築改修（解体）工事

・既存解体工事　　一式

（５）工種

解体工事業　解体工事

２　落札者の決定方法

本件入札は、要綱の規定に基づき価格競争方式により落札候補者を選定した後、入札参加資格を確認し、落札者を決定する。

３　入札手続の方法等

本件入札は、川島町電子入札運用基準（平成２５年１０月１日施行）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

なお、入札に関する情報は、次のとおり川島町ホームページに掲載する。

（１）アドレス

https://www.town.kawajima.saitama.jp/

（２）掲載期間

令和８年９月３０日（水）から令和８年１０月１６日（金）まで

４　入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

５　入札に参加する者に必要な資格等

本件入札に参加する者に必要な資格は、公告事項（共通）に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）建設業の許可

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による解体工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

（２）所在地

本店又は主たる営業所を、埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドラインにおける単位地域区分において、東松山・川越県土整備事務所管内に有する者（当該工事について川島町における令和７・８年度川島町指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限る。）であること。

（３）経営事項審査における総合評定値

解体工事業について、開札日から１年７月前の日以降を審査基準日とする建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営審査事項を受けていること。その総合評定値が６５０点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のものであること。

（４）施工実績

この公告の日から過去１０年以内に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）第１条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、請負額２０００万円以上の解体工事を完成させた実績を有すること。

なお、共同企業体による請負の施工実績については、代表構成員であるときのものに限る。

（５）配置予定の技術者

ア　入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、４，５００万円（建築一式の場合にあっては７，０００万円）以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、４，０００万円（建築一式の場合にあっては８，０００万円）以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

イ　配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加を希望する者と競争参加資格確認申請書の提出期限日の３月以前から、原則として恒

常的な雇用関係にあること。

ウ　配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

エ　本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

オ　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ（工事実績情報システム）等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

6　競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書を提出すること。

令和８年９月３０日（水）午後１時から
令和８年１０月８日（木）午後５時まで

7　設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

8　現場説明会

開催しない。

9　設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記に示す期間内に、質問書を電子入札システムにより提出すること。

なお、質問書の質問内容（題名、説明要求内容）には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

質問受付期間

令和８年９月３０日（水）午後１時から
令和８年１０月８日（木）午後３時まで
(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)
※提出期限後に到着した質問には回答しない。

10　質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年１０月１３日（火）までに電子入札システ

ム上で掲示する。

11　入札執行の日時等

次のとおりとする。ただし、その内容を変更する場合はシステム上で案内する。

（１）入札書提出期間

令和８年１０月１４日（水）午前９時から

令和８年１０月１５日（木）午後３時まで

（２）開札日時

令和８年１０月１６日（金）午前９時００分

12　入札資格の確認

入札執行後、落札候補者とされた者については、要綱に基づき一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

（１）提出書類

ア　「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ　「一般競争入札参加資格確認資料」（５（４）の施行実績の根拠となる契約書の写し等の資料を添付すること。また、５（５）配置予定の技術者の資格及び従事した工事の施工経歴の根拠資料を添付すること。）

ウ　最新の有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し

（２）提出方法等

ア　提出場所　川島町役場政策推進課　管財・契約・ＤＸグループ

イ　提出期限　「候補者決定通知書」通知後２日（休日を除く。）以内

ウ　入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書等の提出期限の翌日から起算して原則として３日（休日を除く。）以内とする。ただし、確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

エ　落札候補者は、「入札参加資格不適格通知書」により、入札参加資格を満たしていないとされたときは、通知を受取った日の翌日から起算して原則として３日（休日を除く。）以内に「苦情申出書」により説明を求めることができる。ただし、事務の執行を妨げないものとする。

オ　「苦情申出書」による回答は、提出された日の翌日から起算して原則として３日（休日を除く。）以内に回答するものとする。

13　予定価格

設定する。事後に電子入札システムにおいて公表する。

14　最低制限価格
　設定しない。

15　入札保証金
　免除する。

16　契約保証金
　契約保証金については、川島町契約規則(昭和４０年規則第５号)の規定によるものとする。また、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第２項の規定により還付しないものとする。

17　入札に関する注意事項
（１）入札の執行
　入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。
（２）入札書に記載する金額
　落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載する金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札予定価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。
（３）添付書類
ア　入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者にあっては、入札書と共に提出すること。
イ　落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
（４）入札回数
ア　再度入札は、１回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあっては、郵送等）で案内する。
イ　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
（５）入札の辞退
　入札参加者は、入札参加申請後であっても入札を辞退することができる。
（６）独占禁止法等関係法令の遵守
　入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

（７）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　「競争参加資格確認申請書」を提出しない者がした入札

イ　参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札

ウ　虚偽の参加申請を提出した者がした入札

エ　設計図書等の閲覧等を受けなかった者がした入札

18　前金払

前金払の額及び請求手続は、川島町建設工事請負契約約款（令和３年告示第４２号）の規定により、契約額の１０分の４以内とする。

19　中間前払

する。（中間前払を選択した場合に限る。）

20　部分払

する。（部分払を選択した場合に限る。）

21　その他

（１）公告事項（個別）に定めのない事項については、公告事項（共通）の定めるところによるものとする。

（２）提出された書類は返却しないものとする。

（３）過去１年以内に贈賄などの不正行為により逮捕等され、又は本町内で工事事故等を起こし、かつ、町に通報していない場合は、入札執行日の２日前までに申し出ること。

22　問合せ

川島町役場政策推進課　管財・契約・ＤＸグループ
〒350-0192
埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林８７０番地１
電話　049-299-1752　　ＦＡＸ　049-297-6058
E-mail：seisaku@town.kawajima.saitama.jp

第２　公告事項（共通）

１　入札執行手続

この公告による案件は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

２　入札執行方法

事後審査型入札（入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行う方式）により行う。（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）

３　入札参加資格

公告日現在において、川島町指名競争入札参加資格者名簿に登載され、次の要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 川島町工事施行規則（昭和２９年川島村規則第６号。以下「施行規則」という。）第７条の規定により、町の一般競争入札に参加することができない者でないこと。

(3) 当該案件の公告日から入札日（入札書が電子入札システムのサーバーに記録された日をいう。以下同じ。）までの期間に、川島町建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 当該案件の公告日から入札日までの期間に、川島町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 建設工事の参加を希望する場合、参加を希望する案件の競争参加資格確認申請書の提出時において、当該案件に必要な建設工事の種類に応じた、開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査を受けている者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、入札日に直近のものとし、(10)のただし書き又は(11)のただし書きに該当する場合は、手続き開始決定日以降のものとする。

(6) 建設工事の案件については、落札後、当該工事に対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できること。

(7) 設計・調査・測量の案件については、落札後、当該委託に対応する主任技術者を川島町委託契約約款第５条に従い配置できること。

(8) (6)又は(7)により配置する主任技術者等は、当該者が在籍する入札参加（希望）者と競争参加資格確認申請書の提出期限日の３月以前から、原則として恒常的な雇用関係にあり、町が指定するそれを証する書類を配置予

定技術者報告書に添付できる者であること。

(9) 設計・調査・測量の案件のうち、測量の案件に配置する主任技術者は測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４８条第１項に規定する測量士とし、建築設計の案件に配置する主任技術者は建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項に規定する建築士とする。

(10) 当該案件の公告日から入札日までの期間に、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(11) 当該案件の公告日から入札日までの期間に、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(12) この案件に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア)　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア)　一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ)　一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第　６４条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ　組合関係

次に該当する２者の場合。

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

エ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

(13) この案件に参加を希望する者は、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

4　契約条項等

この公告に定めるもののほか、当該案件に係る入札及び契約に関する手続きについては、施行令、施行規則、川島町契約規則、川島町電子入札運用基準、川島町建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領、川島町建設工事請負契約約款、川島町委託契約約款等の定めるところとする。

5　入札の回数

入札回数は、１回までとする。

6　入札保証金

入札保証金は、免除とする。

7　入札参加資格の有無の確認

川島町電子入札に係る建設工事事後審査型制限付一般競争入札試行要綱に基づき入札執行後に確認する。

8　契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年川島村条例第１１号）に定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、工事請負仮契約を締結し、町議会の議決後にこれを本契約とする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、町は一切の責任を負わない。

9　契約保証金

(1) 建設工事は、川島町建設工事請負契約約款第４条による。
(2) 設計・調査・測量は、免除とする。

10　異議の申立

入札を行った者は、入札後は施行規則、川島町契約規則、川島町電子入札運用基準、川島町建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領、川島町建設工事請負契約約款、川島町委託契約約款等、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

11　その他

(1) 公告日現在、名簿に登載されている業種、当該経営事項審査における総合評定値及び実績等が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者が行った入札は、入札参加資格の審査を行わず、無効とする。
(2) 提出された書類は返却しない。
(3) 入札に際し、入札書に記載された金額に対応した入札金額見積内訳書を

提出すること。

(4) 施行規則第１３条に該当する入札は、無効とする。

(5) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

(6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合等は、所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。

(7) 川島町発注の建設工事において、同日に開札された複数の案件における落札候補者となった入札参加者は、以下に掲げる場合にのみ、落札候補者の資格を辞退することができる。

その場合、落札候補者の資格を辞退することができる案件は、公告記載の開札日時が最も遅い案件からとし、入札参加者は選択できない。

なお、この落札候補者の資格の辞退は、速やかに行うこととし、以下の理由に該当するにも関わらず、落札候補者の資格の辞退を行わず、指定された期日までに「第１　公告事項（個別）」の「12　入札資格の確認」の確認資料を提出しない場合は、川島町建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を講じる場合がある。

ア　建設業法で定める技術者を配置することができない場合

イ　川島町建設工事請負契約約款で定める現場代理人を置くことができない場合